

セミナー：「タイ国における食品安全管理について」

2005年5月19日（木）11：30～12：30

会場：マリンメッセ内 セミナー会場 B

主催：タイ国政府貿易センター福岡

講師：タイ王国大使館公使参事官（農務担当） シリラック・スワンランスイー 氏

講師のシリラック・スワンランスイーは東京のタイ王国大使館公使参事官として、現在来日して1年半ほどになります。日本着任前にはバンコクにてタイ国政府農業協同組合省水産局水産物検査センター所長を務めておりました。食品の安全管理プログラムに関してはタイ国内及び国際的なレベルで関わっており、食品衛生規格のコーデックス規格、水産物規格、動物用薬品規格などの策定について担当して参りました。検査管理システム、ハゼップ Hazard Analysis (and) Critical Control Point（危害分析（に基づく）重要管理点（監視）方式）及び食品関係技術の専門家でもあります。

タイ国は世界でも有数の食品生産国です。またタイ国は食品輸出国として2003年には7兆6千110億ドル相当を輸出、世界第6位の地位を占めております。主な生産及び輸出している食品としてはサトウキビ、米、水産物、鶏肉製品、トロピカルフルーツ及びトウモロコシ等が挙げられます。

国際的な食品取引の増加により食品の安全性に対する関心が高まっております。1990年以降食品産業、消費者及び政府機関に対して危機的状況をもたらすような食品の安全性に関わる大きな問題が発生しております。北米のボツリヌス菌で汚染された鮭缶詰のため世界中の水産物缶詰業界は打撃を受け、消費者の信頼を回復するのに10年を要しました。肉の大腸菌0157による汚染は特にハンバーガー業界、貿易に大きな痛手となりました。狂牛病については現在まで引き続き影響が残っており、近年発生した鳥インフルエンザは鶏肉、卵の安全性について消費者の信頼にダメージを与え、現在も非加熱鶏肉の消費や貿易の回復は遅れております。ほかにも、ここで触れた以外に天然の有毒物質や農薬、有毒化学物質、バクテリア等による多くの問題が発生しております。

タイ国及び日本の消費者は食品の安全性、及び一般の消費者が関心を持つに至った下記のような事例に対する関心を持っています。

- 狂牛病や鳥インフルエンザ等、食品に影響を及ぼす動物の病気
- 肉製品における薬物残留
- 魚介類の化学物質汚染
- 野菜・果物の残留農薬

- 大腸菌やサルモネラ菌等微生物による汚染
- ピーナッツ内のかび毒（アフラトキシン）等

タイ政府は2004年をタイ国の食品安全年と位置づけ、タイ国を「世界の台所」とすることに焦点をあてることとしました。そのため、農業協同組合省と公衆衛生省は「農園から食卓まで」と名づけたプログラムの元、タイ国内で生産・販売される農産品と食品にも国際市場並の高いレベルに引き上げた基準を適用することになりました。両省共にタイ国の農業及び食品が国際的な基準を満たすべく対策を取ってまいります。また、消費者及びタイ産品保護のため規格・基準及び衛生植物検疫措置の設定に際しては科学的根拠に基づいて設定しております。また両省共に積極的に監視及び検査を実施して参ります。

2002年よりタイ政府は食品監督官庁及びプログラムの再編成を行っております。食品安全プログラムの主要関係省庁は下記2つの省となります。公衆衛生省は食品法に基づき食品の安全性についての監督を行います。また輸入食品や国内での監督について主に担当しております。一方、農業協同組合省は植物・動物検疫法、農業化学物質・有毒物質法、飼料管理法に基づき主に初期生産段階における管理及び輸向け製品の加工、製造工程管理を行っております。

管理手段について:

- 農場、飼料・薬・肥料・化学製品サプライヤー、市場及び食品加工工場の監督、農場及び加工工場の認定
- 管理基準のレベル向上・実施に際しては Good Agricultural Practice (GAP) (適正農業規範)、Good Manufacturing Practice (適正製造基準、医薬品製造管理および品質管理基準) 及び Hazard Analysis (and) Critical Control Point (危害分析 (に基づく) 重要管理点 (監視) 方式) が適用されています。
- 認定を受けた農場の産品のみが使用されます。
- 全ての関係部門は認可登録を受ける必要があります。原材料及び製品の移動についてトレーサビリティを確保する必要があります。
- 消費者の安全性を脅かすような、基準を完全に満たさない食品を排除するための検疫機関が設立される予定です。

初期の生産段階における管理は植物及び動物検疫法、飼料管理法、化学物質・有害物質法などの諸法に基づき農業協同組合省が管轄しております。農場は農薬と化学物質の管理の

ため適正農業規範（GAP）を適用し登録しなければなりません。

薬品、動物用の薬品、化学物質、飼料、肥料などの農業で使用される物質の管理監督は次のとおり行われます。薬品、化学物質の販売認可登録は公衆衛生省が行います。農業協同組合省はサプライヤーの登録、流通・販売の監督を行います。

加工段階における監督は主に下記のように 2 省庁によって分担されています。公衆衛生省はタイ国内の食品製造登録、衛生基準、Good Manufacturing Practice（適正製造基準、医薬品製造管理および品質管理基準）を監督します。農業協同組合省は食品加工輸出業者の登録、Good Manufacturing Practice（適正製造基準、医薬品製造管理および品質管理基準）や Hazard Analysis (and) Critical Control Point（危害分析（に基づく）重要管理点（監視）方式）に基づく製品の整合性等について管理を行います。外国との協定が結ばれている場合、当該国との間の協定に基づいた基準・対策を確実なものとしなければなりません。また認可を受けた食品加工業者のリストを作成します。

食品の輸出管理に関しては農業協同組合省が管轄しており、管理対策には基準に適合した商品であるか否かについての船積み前検査が含まれます。

輸出相手国からの要請があった場合には積荷に付加する認定証を発行します。

外国の関係機関との協定を締結することにより製品の二重検査などを最小限に留めます。

輸入に際しては 2 つの省庁が分担しております。公衆衛生省は肉、マグロ、エビを除く加工食品、薬品、化学物質、動物用薬品、食品加工原材料について管轄しております。農業協同組合省は野菜、肉、マグロ、エビ、飼料、動物用薬品、農業用化学物質、肥料についての監督を行います。

品質認証マークは基準を満たしたタイ国内の食品サービス・加工業者に対して発行されません。製品ロゴマークは生産・加工の全ての工程が管理システムの下で行われた製品に対して発行されます。

食品の国際的な取引の増加に伴い、食品の安全性についての関心も高まりを見せております。官民共に全ての関係部門が情報を交換することが食品の安全性を管理し、守って行く上で非常に重要です。食品の国際食品規格であるコーデックス規格を管理するコーデックス委員会、家畜に対する国際獣疫局及び、国際植物防疫条約事務局など主な 3 つの機関による基準と調和する基準を用いることにより食品の安全性に関する諸問題を減らし、対象によって異なった規定を持つダブルスタンダードを減らすことにつながります。食品の安

全性を管理する監督機関はこれらの問題を減らすため、国際的な努力を行う必要があります。

また、各国間における管理システムを相互に認証することにより食品の安全性を高め、二重の検査などの手間を省き、より問題の多い分野に向けての資源の有効利用を促進することができます。

日本とタイ国とは食品貿易に関して長い間パートナーとしての関係があります。両国の食品安全管理に関する協力体制については次のような点が含まれます。

- 輸入果実の植物検疫
- 加工鶏肉及び豚肉の動物検疫
- タイ国より輸入される養殖エビの抗生物質管理プログラム
- 輸入果物・野菜の農薬管理プログラム
- ジャイカ（国際協力機構）、JIRCAS（Japan International Research Center for Agricultural Science, 国際農林水産業研究センター）及び AOTS（Association for Overseas Technical Scholarship, 海外技術者研修協会）等を通じての食品監督官庁の研修
- タイ国産の食品については、タイ国だけでなく日本の関係省庁も監督を行っており、その安全性と品質の高さについて保証致します。

東京の農務担当官事務所は日本の農林水産省、厚生労働省とタイ国の農業協同組合省との協力体制を強化し、タイ側の規制や管理方法、基準等について日本の民間企業や消費者に対しての情報提供を行います。また、食品関連の技術・安全性及び基準構築といった分野における産業技術協力関係の強化を行います。タイ国内での日本市場への理解を深め、また管理システムを改善するため、日本国内での情報収集を行います。さらに政府機関と民間との間で地方から地方の協力体制作りを推進します。